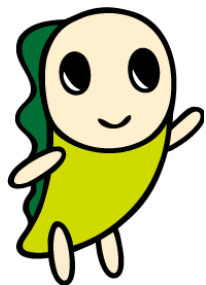


杉並区居住支援協議会及び 住宅課の事業



杉並区 都市整備部 住宅課 管理係

I . 居住支援協議会の事業



<居住支援協議会で行っている事業>

1. 高齢者等アパートあっせん事業
2. 高齢者等入居支援事業
3. 高齢者等賃貸住宅改修助成事業

1. 高齢者等 アパートあっせん事業



高齢者等アパートあっせん事業のメニュー

- ① 賃貸物件の情報提供
- ② 仲介手数料助成

① 賃貸物件の情報提供



**物件情報の提供
協力不動産店を紹介**



② 仲介手数料助成

- ▶ 民間賃貸住宅への転居の際に発生した仲介手数料の一部※1を助成します。

例)	単身世帯	上限	53,700円
	2人世帯	上限	64,000円
	3～5人世帯	上限	69,800円

※1 生活保護法の世帯人員別の住宅扶助の限度額を上限とします。



利用できる方



高齢者世帯



ひとり親世帯



障害者世帯



子育て世帯



DV・犯罪被害者

2. 高齢者等入居支援事業



入居支援事業のメニュー

- ① 債務保証優遇利用
- ② 債務保証料助成
- ③ 葬儀の実施・残存家財等撤去
- ④ 見守りサービス

① 債務保証優遇利用

- ▶ 「保証人がいない」、「入居後の生活が不安」等の理由で、民間賃貸住宅の契約が困難な世帯の入居・居住継続を支援する制度です。
- ▶ 杉並区居住支援協議会（区役所住宅課）と協定を結んでいる保証会社を利用すれば、通常の保証料より優遇されます。

【区と協定を結んでいる保証会社】

- 日本セーフティ株式会社
- フォーシーズ株式会社
- 株式会社カーサ
- エルズサポート株式会社
- 株式会社宅建ブレインズ

利用できる方



高齢者世帯



ひとり親世帯



障害者世帯



子育て世帯



DV・犯罪被害者

② 債務保証料助成

- ▶ 民間賃貸住宅への入居または更新の際に、民間保証会社を利用した場合、債務保証料の一部を助成します。

上限 30,000円



③ 葬儀の実施・残存家財等撤去

- ▶ 親族がいらっしゃらない方が、お亡くなりになった場合、親族に代わって葬儀を行い、住宅内に残された家財等の片づけを行います。

預託金： 葬儀の実施 ・ ・ ・ ・ ・ 7 万円
残存家財の撤去 ・ ・ ・ 5 万円

<利用できる方>

●高齢者（単身）

自立した日常生活が
営める65歳以上の方



●障害者（単身）

障害者手帳の交付
を受けている方



④見守りサービス

- ▶ 住宅課から委託を受けた業者が、週に1回の電話による安否確認を行います。利用料は無料です。



電話を使った
見守りサービス



<利用できる方>

- 高齢者（単身）

自立した日常生活が営める65歳以上の方

- 区内に居住し、緊急連絡先を用意できる方

※介護保険サービス等を利用されている方は、
対象外です。



3. 高齡者等賃貸住宅改修 助成事業



3. 高齢者等賃貸住宅改修助成事業

- ▶ この事業は、アパートを所有している方が、高齢者や障害者が住みやすいようにアパートのバリアフリー改修を実施した場合、その費用の一部を助成し、貸主の経済的な負担を軽減するものです。



【対象住宅】

- 昭和56年6月以降に着工した建築物で、確認済証及び検査済証の提出が必須です
- 住戸の床面積は原則として16㎡以上であること
など

【交付要件】

- 最初の入居者は、高齢者世帯または障害者世帯であること。また、最初の入居者退去後も、10年間は高齢者世帯又は障害者世帯を入居させること
- 入居者の家賃は改修前の家賃と同等以下とすること

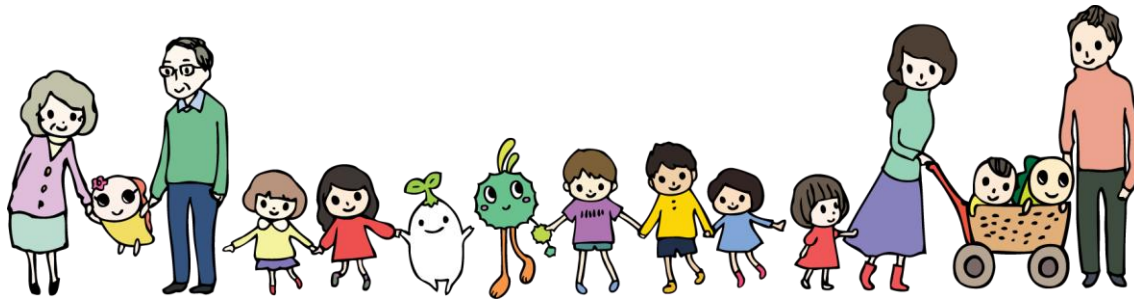
Ⅱ. 住宅課の事業



<住宅課管理係で行っている事業>

1. セーフティネット住宅家賃低廉化補助
2. 住宅修築資金融資あっせん制度

1. セーフティネット住宅 家賃低廉化補助



1. セーフティネット住宅家賃低廉化補助

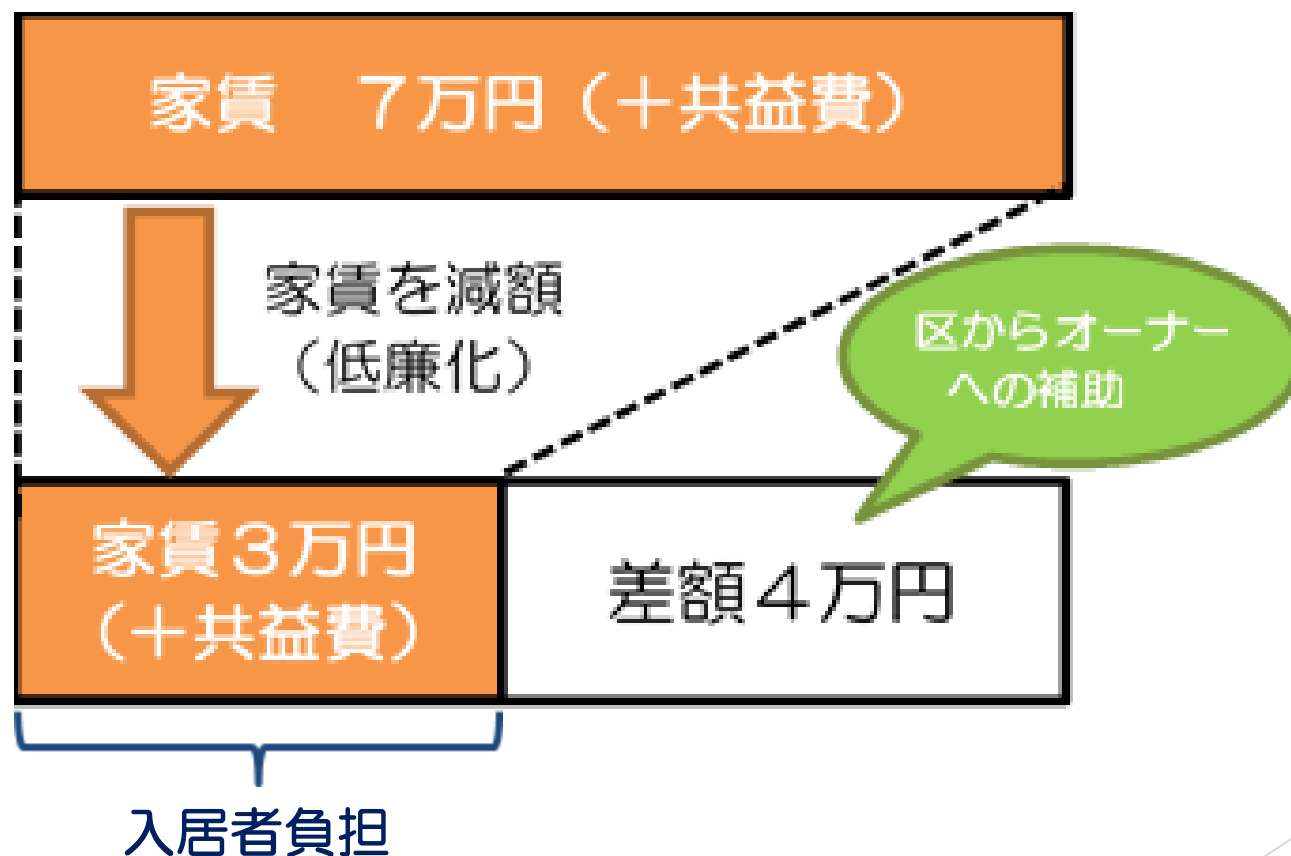
- ▶ 入居者の家賃負担を軽減するために、対象となる住宅セーフティネット“専用”住宅※¹のオーナー様に杉並区が補助を実施します。
(上限 4 万円／月※²)

※1 住宅セーフティネット“専用”住宅とは、住まい探しにお困りの低額所得者・高齢者・障害者・子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方々（住宅確保要配慮者）のみが入居可能な民間賃貸住宅です。

※2 家賃の減額期間は、対象の居室がセーフティネット住宅の専用住宅として登録を受けてから最長10年間です。

【家賃減額のイメージ】

例) 通常家賃 7 万円 (+ 共益費)、区の補助額が 4 万円の場合



入居者の主な要件

- 世帯の月額所得が15万8千円以下
（子どもを養育する世帯は21万4千円以下）であること
 - 住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金
（生活困窮者自立支援制度）を受給していないこと
 - 杉並区内に引き続き2年以上住所を有していること
・ ・ ・ etc
- ▶ 詳細については、区のHPをご確認いただくか、住宅課までお問い合わせください。

2. 住宅修築資金融資 あっせん制度

2. 住宅修築資金融資あっせん制度

- ▶ アパート等の賃貸用住宅を所有されている方が、その賃貸用住宅を修繕するための資金が必要な方に、区が取扱い金融機関に資金の融資をあっせんし、あっせん先の金融機関から低利で融資を受けていただく制度です。
- ▶ 前年の所得のうち、不動産所得が半分以上を占める方は本事業の対象外となります。

各事業の詳細については、区公式ホームページをご確認いただくか、住宅課管理係までお問い合わせください。

**杉並区 都市整備部 住宅課 管理係
(杉並区居住支援協議会事務局)**

・ 杉並区役所本庁 西棟 5階

・ 電話：03-5307-0661

**受付時間：午前8時30分～午後17時00分
(※土日祝を除く)**

ご清聴ありがとうございました。

